

内閣府、総務省、財務省、  
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第 号  
経済産業省、国土交通省、環境省

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行に伴い、及び対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条の二第二項第三号イの規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

総理府、大蔵省、文部省、  
厚生省、農林水産省、通商産業省、  
運輸省、郵政省、労働省、  
建設省、  
令第一号)の一部を次の

ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)            第三条の二 「略」</p> <p>4 令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）に類する事業を営むもの</p> <p>「二〇七 略」</p>	<p>(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)            第三条の二 「同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）に類する事業を営むもの</p> <p>「二〇七 同上」</p> <p>「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月一日）から施行する。